

## 明石市商店街若者・女性新規出店チャレンジ応援事業補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、商店街の活性化を図るため、若者又は女性が市内の商店街内に新たに出店し、及び事業を営む場合に要する経費の一部を予算の範囲内において補助することにつき、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き店舗 第7条の規定による相談を行う日において現に事業の用に供されていない状態の店舗をいう。
- (2) 中小企業者 中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第2条第1項に規定する中小企業者をいう。
- (3) 小規模企業者 中小企業信用保険法第2条第3項に規定する小規模企業者をいう。
- (4) 商店街 近接区域内で形成される商業区画をいう。
- (5) 商店街団体 商店街内で事業を営む者が、相互扶助を目的として自主的に組織する団体であって明石市において登録があるものをいう。
- (6) 空き店舗の所有者と密接な関係にある者 次に掲げる者をいう。
  - ア 空き店舗の所有者（法人にあつては、その代表者。イからエまでにおいて同じ。）と生計を一にする者
  - イ 空き店舗の所有者から3親等以内の親族
  - ウ 空き店舗の所有者が経営する法人又は団体の役員又は従業員
  - エ 空き店舗の所有者が所属する法人、団体等

### (対象者)

第3条 この要綱による補助金（以下「補助金」という。）の交付の対象となる者（以下「対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 次のいずれかに該当する者であること。
  - ア 第8条第1項の規定による申請（以下「交付申請」という。）を行う年度の4月1日において50歳未満である者
  - イ 女性
  - ウ ア又はイに掲げる者を、出店する店舗の責任者とする中小企業者又は小規模

## 企業者

(2) 次条第1項に規定する対象事業を行う者であって、当該事業を行うために要する許認可、資格及び経験を有するものであること。

(3) 兵庫県が行う商業アドバイザー派遣事業その他の中小企業診断士等の派遣を伴う支援（以下「県等による支援」という。）を受ける者であること。

2 前項の規定にかかわらず、別表第1に掲げる者は対象者としなない。

3 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、あらかじめ、次条第1項に規定する対象事業に係る空き店舗（以下「対象空き店舗」という。）が所在する商店街団体の代表者から、書面により、当該商店街団体への加盟に係る同意を得なければならない。

## （対象事業）

第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「対象事業」という。）は、対象者が市内の商店街（商店街団体が組織されている商店街に限る。）内に所在する空き店舗を活用することにより、交付申請を行う日の属する年度の末日までに別表第2に掲げる業種に係る店舗を新たに新店し、及び同日までの間継続して事業を営む事業（次に掲げる事業を除く。）とする。

(1) 現に商店街内に店舗を出店している者が当該店舗を移転させるための事業

(2) 現に商店街内に店舗を出店している者が当該店舗の営業を廃止し、新たに店舗を出店する事業

(3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第12号）第2条第1項に規定する風俗営業に係る店舗を出店する事業

(4) 交付申請の日前に空き店舗の改装に係る工事請負契約を締結している事業

(5) その他市長が商店街の活性化に寄与しないと認める事業

2 市長は、前項の規定により活用する空き店舗の所有者が次の各号のいずれかに該当するときは、同項の規定にかかわらず、当該空き店舗を活用して行う事業を対象事業としなない。

(1) 明石市暴力団排除条例（平成24年条例第2号）第2条第2号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）

(2) 暴力団員と密接な関係を有する者

(3) 前2号のいずれかに該当する者が役員等になっている法人

## （対象経費）

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「対象経費」という。）は、次に掲げる費用であって、第8条第2項の規定による補助金の交付の決定（以下「交付決定」という。）の日（以下「交付決定日」という。）から当該日が属する年度（以下「事業年度」という。）の末日までの期間において対象者が負担するものとする。ただし、対象者がこの要綱による補助金以外の補助金（以下「他の補助金」という。）の交付を受ける場合は、対象者が負担する費用の額から他の補助金の額に相当する額を控除した額を対象経費とする。

(1) 対象空き店舗の賃借料（管理費、駐車場代、共益費、光熱水費、敷金、礼金、保証金及び仲介手数料を除く。）

(2) 対象空き店舗の改装（内装、ファサード等出店に当たり必要となる最低限のものに限る。）に係る工事請負費

2 店舗以外の部分を含む対象空き店舗を活用して出店する場合に係る対象経費の額は、店舗部分及び店舗以外の部分の床面積の合計に対するそれぞれの床面積の割合で按分し、当該店舗部分に係る経費の額に限り算定するものとする。

（補助金の額）

第6条 補助金の額は、対象経費の額に6分の1を乗じて得た額（その額に千円未満の数があるときは、これを切り捨てた額）又は750,000円のいずれか低い額とする。

（事前相談等）

第7条 申請者は、交付申請を行う日前に、対象事業の実施に関し市長に相談し、及び助言を受け、並びに県等による支援を受けなければならない。

（交付申請及び交付決定）

第8条 申請者は、補助金交付申請書に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 県等による支援が完了したことが確認できる書類

(2) 事業計画書

(3) 商店街団体の代表者による当該商店街団体への加盟に係る同意書

(4) 出店する日までに当該出店に係る許認可及び資格を得る旨並びに別表第1に掲げる者に該当しない旨を明記した誓約書

(5) 対象空き店舗の位置図及び平面図

(6) 見積書その他の対象経費の額が確認できる書類

(7) 履歴事項全部証明書（法人である場合に限る。）

(8) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、交付申請があったときは、次に掲げる基準に基づく審査をし、必要に応じて実地調査等を行い、補助金の交付の可否を決定し、及び補助金交付決定書又は補助金不交付決定書により当該申請をした者に通知するものとする。

(1) 当該事業の実施が確実である等事業内容の熟度が高いこと。

(2) 当該事業の実施により集客力の増加が見込まれる等中小商業活性化の効果が高いこと。

(3) 当該事業の実施による目指すべき目標が具体的に設定されていること。

(4) 事業計画書に若者や女性ならではの強みを活かした事業内容が記載されていること。

3 市長は、交付決定を行う場合において、補助金の交付の目的を達成するため、必要な条件を付することができる。

（交付決定の内容変更）

第9条 交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、当該交付決定を受けた対象事業（以下「補助事業」という。）の内容を変更しようとするときは、速やかに補助金変更交付申請書を市長に提出しなければならない。ただし、補助金の額に増減がない場合その他の補助金の目的及び効果に影響を及ぼさない場合は、この限りでない。

2 市長は、前項本文の規定による申請があったときは、その内容を審査し、交付決定の内容の変更を承認するときは、補助金交付決定変更通知書により、当該補助事業者へ通知するものとする。

（中止又は廃止）

第10条 補助事業者は、補助事業を中止し、又は廃止するときは、速やかに補助事業中止（廃止）届出書を市長に提出しなければならない。

2 補助事業者は、3月以上の期間において補助事業を中止するときは、当該期間内に負担した費用について、補助金の交付を受けることができない。

3 補助事業者は、補助事業を廃止するときは、当該廃止をする日以前に負担した費用について、補助金の交付を受けることができない。

（事業遂行管理及び事業状況報告）

第11条 補助事業者は、交付決定の内容及びこれに付した条件に従い、善良な管理

者の注意をもって補助事業を行わなければならない。

2 市長は、必要に応じて補助事業者には補助事業の遂行状況の報告を求めることができる。

3 補助事業者は、事業年度の末日までに出店する見込みがないときは、速やかに市長に報告し、指示を受けなければならない。

(実績報告)

第12条 補助事業者は、事業年度の末日の翌日から起算して10日以内に補助事業実績報告書に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 開業届の写し、営業許可書の写しその他の出店したことを証する書類

(2) 対象空き店舗の内装、ファサードその他店舗部分に係る写真(改装が行われている場合は改装前の写真を含む。)

(3) 契約書、領収書その他の対象経費の支払を証する書類の写し

(4) その他市長が必要と認める書類

(完了検査)

第13条 市長は、前条の規定による報告があったときは、当該報告の内容が、交付決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを検査しなければならない。

2 市長は、前項の規定により検査した結果、交付決定の内容及びこれに付した条件に適合していると認めたときは、補助金額確定通知書により当該補助事業者へ通知するものとする。

3 市長は、第1項の規定により検査した結果、交付決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めたときは、これに適合させるための措置をとるべきことを当該補助事業者に対して命ずることができる。

(補助金の請求及び交付)

第14条 補助事業者は、前条第2項の規定による通知を受けたときは、補助金請求書を市長に提出し、補助金の交付を受けるものとする。

(交付決定の取消し)

第15条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正な手段により、交付決定を受けたとき。

(2) この要綱の規定に違反したとき。

(3) 交付決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき。

2 市長は、前項の規定により交付決定を取り消したときは、補助金交付決定取消通知書により当該補助事業者へ通知するものとする。

3 市長は、第1項の規定により交付決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、その取消しの日の翌日から起算して15日以内の期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

(概算払)

第16条 市長は、第14条の規定にかかわらず、必要があると認めるときは、補助金の全部又は一部について概算払をすることができる。

2 補助事業者は、概算払により補助金を受けようとするときは、補助金請求書を市長に提出しなければならない。

(精算)

第17条 市長は、前条の規定による補助金の交付の後、第12条の規定による報告を受けたときは、第13条の規定による検査により交付すべき補助金の額を確定し、精算を行うものとする。

2 前項の精算の結果、確定した補助金の額が交付済の補助金の額を下回るときは、その差額を返還させるものとする。

(帳簿の備付け)

第18条 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を整理し、当該補助事業が完了した年度の翌年度の初日から起算して、5年間保存しなければならない。

(財産処分の制限)

第19条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用を増加した財産を、前条に定める帳簿等の整理保管期間内に、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

2 市長は、前項の規定に違反して利益を得たと認められる者がある場合は、その者に対し、当該利益相当額の返還を命ずることができる。

(立入検査等)

第20条 市長は、補助事業の適正を期するため、必要があると認めるときは、第11条第2項に規定するほか、補助事業者から報告若しくは資料の提出を求め、関係者に質問し、又は職員に実地調査を行わせることができる。

(補則)

第21条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、制定の日から施行する。

別表第1 (第3条関係)

- |   |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"><li>(1) 特定非営利活動法人</li><li>(2) 社会福祉法人</li><li>(3) 医療法人</li><li>(4) 商店街組合</li><li>(5) 法人税法(昭和40年法律第34号)第2条第7号に規定する協同組合等</li><li>(6) 政治活動を行う団体</li><li>(7) 宗教活動を行う団体</li><li>(8) 任意団体</li><li>(9) 空き店舗の所有者(交付決定日以後に空き店舗の所有者となる者を除く。)</li><li>(10) 空き店舗の所有者と密接な関係にある者</li><li>(11) 過去に補助金の交付を受けたことがある者</li><li>(12) 暴力団員又は暴力団員と密接な関係を有する者</li><li>(13) その他補助金を交付することが公益上適当でないと市長が認める者</li></ul> |
|---|

別表第2 (第4条関係)

- |   |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"><li>(1) 小売業</li><li>(2) 飲食業</li><li>(3) サービス業</li></ul> |
|---|